

リスクコミュニケーション － 産業界の取り組み －

平成22年3月24日

瀬田 重敏

東京農工大学

日本化学工業協会広報委員会 顧問

〔プレゼンの内容〕

- I. 言葉の理解
- II. 企業の実践
- III. 企業、工業会、大学でリスクコミュニケーションに
当たった者の立場
- IV. 終わりに



I. 言葉の理解

リスクとは？

危険？ 危険 * 遭遇確率 (結果 * 確率)？ 不確実性？
不安？ 結果 * 確率 * (不安あるいは楽観)？

リスクコミュニケーション

「あるリスクについて直接間接に関係する人々が意見を交換すること」

「リスクを公正に述べて関係者間の信頼性を高める技術」

(I-1) 木下富雄の説明

「対象の持つリスクに関する情報を、ステークホルダーに対して開示すること」

- ・ステークホルダー: 企業、生産者、消費者、流通業者、行政、地域住民、広域市民(国、世界)、研究者など全ての利害関係者
- ・開示すべき情報: リスクの内容、性質、定量性、回避の方法等

その際、

- ・対象の持つポジティブ＋ネガティブ情報
- ・リスクはリスクとして公正に伝える
- ・ステークホルダーとの間で、双方向的なコミュニケーション

関係者が「共考」し得る土台を作る

意図的な誘導テクニックに走ることをしないよう、繰り返し警告

リスクコミュニケーションは人文・社会科学の技術

その背後には民主主義の思想、
すなわち、「公民権」、「自己決定権」、消費者8つの権利、男女
平等、人種平等、製造物責任、インフォームドコンセントの思想
と共通の基盤を持つ

[注]消費者8つの権利

ケネディの消費者4つの権利(1962) = ①安全である権利、②知らされる
権利、③選択できる権利、④意見を反映させる権利、

フォードの追加(1975) = ⑤消費者教育を受ける権利

国際消費者機構(CI, 1980)の追加 = ⑥生活の基本的ニーズが保障される権利、
⑦救済を求める権利、⑧健康な環境を求める権利

消費者基本法(日本、2000)

リスクコミュニケーションの特徴(素人の認識)

人文・社会科学の 技術(方法)	開示義務	議論の相手	目的・根拠
リスクコミュニケーション	利・不利情報共、 公正・正確 隠さない	ステークホルダー 社会全体	双方向の情報伝達 共考 社会的責任
言論(メディア)	情報に責任を持た ねばならないが、 選択はできる	一般市民 情報の顧客	知る権利 言論の自由
弁論(裁判)	言いたくないことを 言う必要はない	裁判、討論の相手 裁判官、裁判員 傍聴者	社会正義、人権 社会的責任 実際は勝てば全て
Debate	同上	Debateの相手 傍聴者	論理立て テクニク 勝てば全て

(I - 2) リスクコミュニケーションの範囲

前田恭彦

「そもそも合意に達するための手法ではない」

吉川肇子

「受け手の限界により、専門家の眼から見て非合理的な結論に達することがあっても、それはやむを得ない」

「しかし、情報の受け手側にも科学リテラシー、メディアリテラシーの向上が求められる」

(I - 3) リスクコミュニケーションの変遷

〔原子力技術リスクC₃研究より〕

リスクコミュニケーションはアメリカで1970年代半ばに誕生、時代とともに徐々にその姿を変えている

その歴史は大別して3段階

第1段階(1975-1984) リスクデータの開示とリスク比較の時代

第2段階(1985-1994) 受け手ニーズと信頼の時代

コミュニケーションのテクニックに走り、第2段階までは成功したとされていない。

第3段階(1995-現在) 相互作用のプロセスが加わった。

「何らかの結果を目的としないリスクに関する意見交換過程」をリスクコミュニケーションと呼ぶに至った

(I - 4) リスクコミュニケーション、日本の足取り

日本のリスクコミュニケーションこの10年で大きく進歩。

環境問題、食品問題などが背景。

化学物質その他のリスクの学問的技術的研究、
疫学的、心理学的研究、
リスクの性格、リスク管理の進歩、リスクコミュニケーションの
流れに対する視点の研究や解説、
リスクコミュニケーションのあるべき姿の議論

企業や行政の取り組み

テーマ研究やホームページの充実、シンポジウムやフォーラムの開催によるリスク関連知識及び認識の拡大努力の貢献。

Ⅱ. リスクコミュニケーション、企業の実践

(Ⅱ-1) 企業が果たすリスクコミュニケーション

- ①「社会」に対する経営の基本方針および実態の公示、CSR
- ②レスポンシブル・ケア
 - ・自社製品と生産活動の環境安全衛生に関する情報開示
(法的に求められる情報開示＋自主的な情報開示)
 - ・地域住民や消費者を含むステークホルダーとの対話
- ③環境安全衛生、消費者安全に関わる問題(事故、法令違反、リスクアセスメント、新規リスクの判明)発生時の対応
 - ・迅速な通報と被害情報・原因解明・経過・再発防止策を含む関連情報の開示と対話

(Ⅱ-2) 業界・工業会からのリスクコミュニケーション (情報発信と対話)

- ① 化学業界全体の共通認識、基本方針
- ② 変化する国内外の関係法令に関する情報
- ③ リスクアセスメントや製品表示などに関する各種ガイダンス
- ④ 工業会として実施することで、より効率的に獲得することのできる化学物質の安全性情報およびデータベース (HPV、LRI)
- ⑤ レスポンシブル・ケア活動の成果 → 地域対話、市民対話、報告書報告会
- ⑥ PRTRや温室効果ガスの排出量削減活動の実績
- ⑦ 事故など過去の事例の調査結果
- ⑧ 化学物質に関するわかりやすい情報(パンフレット、学校教材)
- ⑨ 消費者相談、消費者との対話 → 化学製品PL相談センター

社会との対話の推進

相互理解を深めるための対話活動

地域対話

全国15地区



山口東地区 08年11月



山口西地区 09年11月

市民対話

東京・大阪



大阪消費者対話09年11月



東京消費者対話09年12月



Ⅲ. 企業、工業会（日化協）、大学で、実際に リスクコミュニケーションに当たった立場からの感覚

（Ⅲ－１）第1報は、木下の条件が揃うまで待てない

- ①対象の持つポジティブ＋ネガティブ情報
 - ②リスクはリスクとして公正に伝える
 - ③ステークホルダーと「共考」し得る土台を作る、
 - ④開示すべき情報「リスクの内容、性質、定量性、被害回避の方法など」
- ・情報開示の遅れは被害を拡大する
 - ・情報開示の遅れは「隠ぺい」とみなされる
 - ・殆どがグレーの中の判断 一瞬の迷いが後手を招く

(Ⅲ-2)情報公開に求められる「わかりやすさ」

確かに工夫の余地はある → (例)シックハウス論議

(Ⅲ-3)「双方向のリスクコミュニケーション」

「共に考える」とは具体的にどういうことなのか？

〔事例〕 ある市民団体との対話

- ・約10年前のある日、さる市民団体から、日本化学工業協会に
「シックハウスについての日化協としての考え方を聞きたい」
との申し入れ。来訪者は約15～20名。
- ・私が広報委員長に就任して間もない頃のこと
- ・日化協では、広報委員長の私と、関係する協会の責任者3名、
計4名で対応。
- ・このときの対話が、市民団体の方々とお話する際の私の考え
方の原点になった。

この事例で思ったこと

市民団体の方は、きちんと説明すれば理屈が通じる人々
化学をよく知り、よく勉強した上で議論に来ている。

先方が何を聞いているかを的確に聞き取って、それに答える
この場合は、製品開発の考え方を聞きたい。

ゼロ実現を追求することは論理的にも不可能、無意味。
有害限界を見つけてどうすればそれを長期的に十分下回るか

以上の説明で、少なくともある程度の相互理解は進んだ

この2時間の会話が私の市民団体の方々との対話の原点となった

わかりやすさ

- ①受け手は「わかりやすさ」を求める(*)
- ②「わかりやすさ」、それは聞き手の立場に立った説明の工夫
 - a. 平易な言葉と簡潔さ
 - b. 化学の専門知識がなくても理解できるリスク情報説明
 - c. プラスアルファ = 工夫
- ③出し手としては、「書いてない」非は避けねばならない
- ④わかりやすい説明(→簡略化)と十分な情報開示(→詳細化)
この2つの間の溝を埋めるために、出し手は考え、工夫する
工夫 = (科学的思考・説明能力) * (国語力)
* (想像力 + 創造力) * (終わりのない努力)

リスクコミュニケーションの現実

①社会心理学が関わる世界

②リスク、すぐに通じる世界と通じない世界

→ 結果を求めない

→ 異論を受け容れるのが民主主義

③リスクはみんな人のせい

→ 自分が他者のリスクの原因になっている？

(例) 人込みの中のキャリーケース、狭い道での運転、受動喫煙

④確率と判断 → 100万人に1人？ でもその1人になりたくない

⑤自分の判断 → 専門家は責任を負えない

IV. 終わりに

フィンランドメソッド、フィンランドでは小学校から徹底トレーニング

- ①発想力 「マインドマップ」
- ②論理力 「なぜ？」「それで？」「他の道はないの？」
- ③表現力 文章の訓練
- ④批判的思考力 「本当にそうか？」(思い込みを避ける)
いいところと悪いところを10個ずつ並べさせて考えさせる
- ⑤コミュニケーション力
 - a. 議論のルール
 - b. 異なる立場に立って討論させる

フィンランドメソッドのもうひとつのポイント、議論のルール/原則

イ) 人の発言を遮らない

ロ) 議論が台無しになるようなことは言わない

ハ) どのような意見も決め付けない

ニ) 人の目を見て話す

世界では、大なり小なり小学校からこうした教育をしている

健全なリスクコミュニケーションを育てるには、日本でも子どもの時代からそれなりの基礎的な訓練が必要なのではないか